

令和6年度 館林市立第七小学校『いじめ防止基本方針』

令和5年4月策定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立っていじめ防止に取り組み、「**安心・安全・自己実現**」という本校のめざす学校像を実現するために「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校では、いじめ防止のために、次の3つを重点項目と定め、具体的な取組を実践していくこととした。

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見と早期解消
- (3) 校内組織の充実と家庭や地域、関係機関との連携

2 重点項目への具体的な手立て

(1) いじめの未然防止（居場所のある学級作り）

- ①児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組み、多くの児童の自己有用感や自尊感情を育むことができるように努める。
また、日常的に、児童の特性や背景を踏まえた適切な支援を行う。
- ②授業の他、休み時間や行事などでの観察に加え、Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）なども活用し、実態の把握に努め、問題に対して組織的に取り組む。
- ③教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、達成感・成就感が味わえるような場面設定の工夫をする。
- ④道徳の時間に生命尊重、思いやり、相互理解、寛容、公正・公平、社会正義等について考え、議論し、いじめをなくそうとする態度を養う。
- ⑤児童全員が「いじめは絶対に許されないことである」という認識がもてるように、教育活動全体を通して繰り返し指導をする。また、学級活動や児童会活動において、いじめ防止活動に自主的に取り組ませたり、学級の問題について話し合ったりする活動を重視しながら、望ましい集団作りを支援していく。
- ⑥けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断していく。
- ⑦ネットいじめを題材にした授業を取り入れ、児童に情報モラルについての理解を深めさせる。
- ⑧児童にSOSの出し方教育を実施するとともに、学校内におけるSOSの受け止め体制を整える。

(2) いじめの早期発見と早期解消

<早期発見>

- ①「学校生活に関するアンケート」や個別相談など、児童の声に耳を傾けたり、行動を見守ったりしながら、児童の悩みや人間関係を把握する。
- ②連絡帳、電話、家庭訪問、懇談会、面談などを活用して、積極的に保護者とコミュニケーションを図り、情報を共有する。
- ③気になる児童の様子を職員会議や生徒指導部会、教育相談部会の場だけでなく、日常的に職員室等においても情報交換し、大勢の目で当該児童を見守っていく。
- ④地域や関連機関と日常的に連携し、児童の様子についての情報を共有する。

<早期解消>

- ①いじめ問題を発見し、または相談を受けた場合には、速やかにいじめ防止対策委員会又は臨時職員会議等組織で対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解消にあたる。学級担任等が一人で抱え込むことのないようにする。
- ②いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ③情報収集を綿密に行った上で、事実を客観的に記録し、確実に情報を整理する。
- ④いじめの事実に基づき、加害・被害の児童や保護者への説明責任を果たす。
- ⑤家庭やスクールカウンセラー、関係機関とも連携し、いじめられている児童の身の安全、心のケアを最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたるとともに、傍観者の立場にいる児童たちにも適切な指導をする。
- ⑥謝罪をもって安易に解消と判断せず、いじめに係わる行為が止んでいる状態が3ヶ月間継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと面談等により認められるとともに、保護者の了承を得られた場合に解消とする。また、いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

(3) 校内組織の充実と家庭や地域、関係機関との連携

- ①学校内の組織を整え、確実に機能させる。
 - 「生徒指導部会」を定期的に開催する。
毎月1回を目安に放課後開催し、校内のいじめ問題対策の進捗状況の確認や生活アンケート結果についての情報交換、校内の諸問題対応を話し合う。
 - 「いじめ防止対策委員会」を設置し、適切に開催する。
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、養護教諭、各学年担当によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催し、当該担任やスクールカウンセラーも参加する。
- ②いじめ問題対応マニュアルの作成により、生徒指導主任を中心に、迅速で組織的な対応ができるよう努める。
- ③学校便りやホームページ、学年通信などを活用して、いじめ防止についての学校での取組を紹介したり、家庭への協力を依頼したりする。取組の実施状況は、学校評価の評価項目に位置付ける。
 - ケータイ・スマホ・ゲーム機の取り扱いやネットいじめについても、家庭で考えてもらう機会をつくる。
 - 情報モラル講習会を、保護者と児童と一緒に受講する機会を設ける。
- ④関係機関との連携により、未然防止や問題発生時の迅速な解消を図る。
 - 法務局人権擁護員との連携により、未然防止に関する啓発活動を行う。
 - 日頃から、館林市教育研究所、館林市青少年センター、児童相談所や警察との連携を図る。